安城市監査公表第２４号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１５項の規定に基づき安城市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

令和３年１２月２４日

安城市監査委員　中　村　誠　一

安城市監査委員　野　場　慶　徳

１　令和３年安城市監査公表第１９号（公表日令和３年１１月２５日）関係分

２　措置の状況　財政課（令和３年１１月２６日現在の措置状況）

特に措置を講ずる必要があると認める事項
備品購入事務において、前回と同様に請書に契印が押印されていなかったため、チェック体制を強化し、再発防止に努められたい。
措　　置　　状　　況
決裁に添付する請書（案）には、鉛筆で丸印を付けるなど押印が必要な箇所を明示するとともに、受注者にも押印が必要な箇所を明示した請書を発送する。 また、請書受領時には、担当者及び上席者が契印の有無を決裁文と突合し、決裁に示した箇所に正しく押印されているかを確認することとした。